



2019年5月10日

各位

会社名 株式会社タカラトミー
代表者名 代表取締役社長 小島 一洋
(コード番号 7867 東証第一部)
問合せ先 取締役専務執行役員連結管理本部長
沓澤 浩也
TEL 03-5654-1548

当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ

当社は、2016年6月24日の当社第65回定時株主総会にて、当社が発行する株式の大規模買付行為等に関する具体的な対応方針（以下、「旧対応方針」といいます）について、2019年6月21日開催予定の当社第68回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます）の終結時を期限として継続する旨の決議をしております。

当社は、かねてより旧対応方針の継続について検討を進めてまいりましたが、本日開催の当社取締役会において、本定時株主総会にて株主の皆様のご承認が得られることを条件に、旧対応方針を一部変更の上継続すること（以下、継続後の対応方針を「本対応方針」といいます）を出席取締役全員の賛成により決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。上記取締役会には、社外監査役3名を含む全監査役が出席し、いずれの監査役も、具体的運用が適正に行われることを条件として本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。

なお、本対応方針の、旧対応方針からの主要な変更点は、以下のとおりです。

項目	旧対応方針	本対応方針
特別委員会の構成 (3(1)、9(4)、別紙2の2、 別紙3)	社外取締役及び社外監査役の中から選定	独立役員として届け出た社外取締役の中から選定
対象買付者に要求する情報 (4(2))	「その他当社取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断する情報」を含む	「その他当社取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断する情報」を削除
特別委員会による評価期間 (4(4)、別紙2の6④)	原則60営業日 但し、特別委員会が合理的に必要と認めた場合は特別委員会の決議により原則30営業日を上限に延長可能	90日 但し、特別委員会が合理的に必要と認めた場合は特別委員会の決議により30日を上限に延長可能

項目	旧対応方針	本対応方針
本対応方針の変更 (8)	取締役会は、株主総会決議の趣旨に反しない限度で、特別委員会の承認を得た上で、本対応方針を見直し、又は変更する場合がある	取締役会は、法令若しくは金融商品取引所の規則の新設若しくは改廃に伴い本対応方針の条項に修正を加えることが適切である場合、又は内容の実質的変更を伴わない本対応方針の形式的な文言修正が必要な場合は、当社取締役会の決議により、必要最小限の範囲で本対応方針の文言を修正することができる

1 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定される「当該株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」）

当社は、「われらの優良な商品で世界の市場をにぎわせよう」、「誠意と努力は他を益し自己の幸福の基となる」を創業理念として掲げ、創業以来、「製品の安全品質」はもちろん「遊びの品質」においてもより優良なものを子供たちに提供し、「健全な子供文化の育成」に努めてまいりました。お蔭様でお客様の多大な信頼を受け、「プラレール」「トミカ」「リカちゃん」など多数の商品が世代を越えたロングセラー商品として当社の貴重な財産となっております。当社の創業理念は、会社の根幹を成すものであり、当社のみならず当社グループにおいて脈々と引き継がれています。創業理念の実現に向かって進むべき羅針盤として、次の企業理念を定めました。

「すべての『夢』の実現のために

こどもたちの『夢』の実現のために

わたしたちの『夢』の実現のために

株主の『夢』の実現のために

パートナーの『夢』の実現のために

社会の『夢』の実現のために

わたしたちは新しい遊びの価値を創造します。」

「すべての『夢』の実現のため」に向けた当社グループの行動が、将来に向かって当社の企業価値を最大化するものであり、それが、株主価値の最大化に繋がるものであると考えています。当社グループでは、今後も新しい遊びの価値の創造や製品品質の向上を図り、将来を担う子供たちのために「健全な子供文化の育成」を当社の使命として真摯に受け止め、その実践により「タカラトミー」ブランド価値の更なる向上を推進しております。「タカラトミー」ブランドを光り輝かせるブランド価値経営は、すべてのステークホルダーの方の「夢」の実現を可能にするものであると確信しております。

そのため、当社株式を大量に買い付ける提案を受けた場合には、その買付けが、ステークホルダーの方々の共感を得て脈々と引き継がれてきた当社の創業理念や企業理念、当社及び当社グループの企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を適切・的確に判断するために当該買付者の提案する事業計画の内容とその実現可能性・適法性、当社のステークホルダーに与える影響、当社及び当社グループの企業価値に及ぼす影響、さらには、当社の将来計画への影響を十分に把握して判断する必要があります。

当社取締役会は、上記要素に鑑みて、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上に資さない当社株式の大規模な取得行為や買収提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

2 本対応方針継続の目的

一般に、上場する株式会社においては、その株主が保有する株式を売買することは各株主の意思に基づき行われるものであり、この理は、支配権の移転を伴う買収提案についても当てはまるものであるため、かかる買収提案に応じるか否かの判断も最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきであると考えております。しかし、大規模な買付行為の対象となる会社の取締役会の意向を無視して行われる、いわゆる敵対的買収の中には、その目的等から見て、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや当社に対し高値で株式を買い取ることを要求するもの等、企業価値を毀損し、株主共同の利益に反するおそれのあるものも少なくありません。そこで、当社といたしましては、当社株式に対する大規模な買付行為がなされた際に、買付けに応じるか否かを株主の皆様が適切に判断するための情報を得ること、当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、あるいは、その性質上企業価値に対する脅威となる買収を阻止すること等により、当社の企業価値の向上に資せず、株主の皆様共同の利益に反する買付行為を防ぐための一定のルールが必要であると考え、本対応方針を継続することといたしました。本対応方針は、上記 1 記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの 1 つとして継続するものであります。

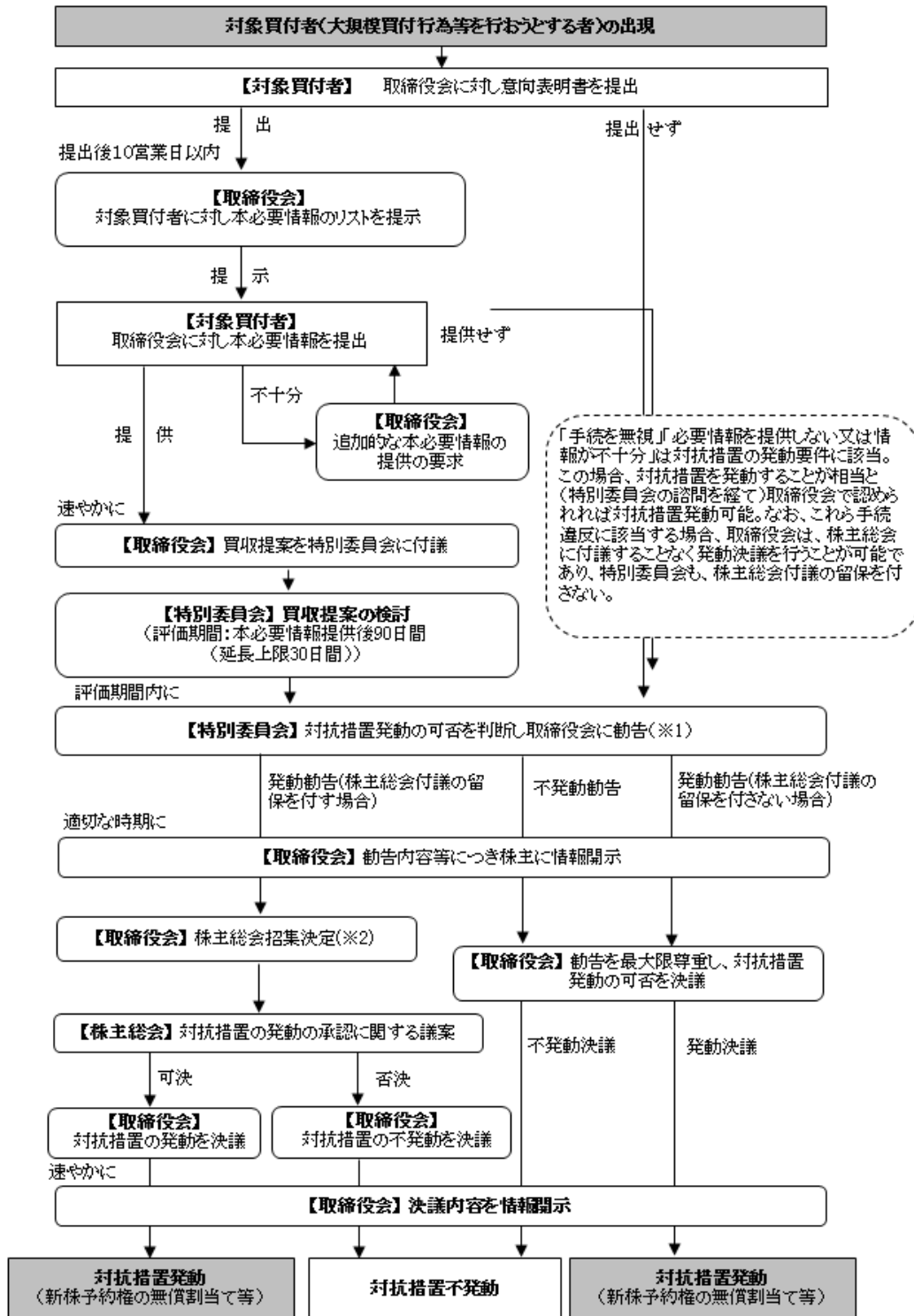
なお、現時点において、当社株券等（その内容については下記 4(1)ご参照）について、第三者からの大規模買付行為等（その内容については下記 4(1)ご参照。以下同じとします）の具体的提案を受けている事実はありません。

また、2019 年 3 月 31 日現在における当社の大株主の状況は、「大株主の状況」（別紙 1）のとおりです。

3 本対応方針の概要

本対応方針の詳細は以下に記載するとおりですが、手順のおおまかな流れは次頁のフローチャートのとおりです。

手続きの流れ
対象買付者の出現～対抗措置発動



※1 特別委員会は、評価期間内に取締役会に一定の情報提供の要求ができる。

※2 株主総会の開催が著しく困難な場合を除く。

なお、本フローチャートは本対応方針の概略をフローチャートで示したものであり、当社の企業価値を著しく毀損する買収に対する対抗措置など、法令上取締役会が元来有している権限が行使される可能性があります。

(1) 特別委員会の設置

本対応方針においては、新株予約権の無償割当てその他法令又は当社定款が当社取締役会の権限として認める措置の発動又は不発動等に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その客観性及び合理性を担保するため、当社が意向表明書（その内容については下記 4(2)ご参照）を受領し、又は対象買付者（その内容については下記(2)ご参照）が出現する可能性があるとして当社取締役会が判断した場合、その他これらに準ずる事由により当社取締役会が特別委員会を設置する必要があると判断した場合、別に定める特別委員会規則（その概要は別紙 2 記載のとおりです）に従い、当社取締役会から独立した組織である特別委員会を設置します。特別委員会は、企業経営についての高度の見識を有し、かつ、中立かつ公正な判断が期待できる者により構成することといたします。具体的には、独立役員として届け出た当社社外取締役の中から選定することとし、その員数は 3 名以上といたします（なお、本対応方針の継続に関する当社取締役会の決定時点において予定されている特別委員の候補者については、別紙 3 に記載のとおりです）。

(2) 手続の概要

本対応方針は、①本対応方針の適用の対象となる大規模買付行為等を行おうとする者（大規模買付行為等を行おうとする者に該当すると当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に認定した者を含み、以下、「対象買付者」といいます）が、事前に当該大規模買付行為等に関する情報を当社に対して提供しなければならないこと、②提供された情報等に基づき特別委員会が対抗措置（その内容については下記 6 ご参照。以下同じとします）の発動又は不発動等に関する勧告を行うこと、③当該勧告を受けて当社取締役会が対抗措置の不発動に関する決議を行うまでの間、対象買付者及びそのグループは大規模買付行為等を実施することができないこと、④対象買付者が本対応方針に定める手続を遵守しない場合、又は、本対応方針に定める手続を遵守した場合であっても、一定の場合には当社取締役会が、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、また、特別委員会が対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付した場合には、当社株主総会の判断に従い、大規模買付行為等に対し対抗措置を発動することを決議できること等をその内容としております。

(3) 対抗措置の概要

当社取締役会が対抗措置を発動する旨の判断をする場合には、その決議に基づき、新株予約権を新株予約権無償割当て（会社法第 277 条以下）の方法によって、一定の

日における全ての株主の皆様に対して割り当て（当該新株予約権の内容については下記 6 ご参照）、又は、その他法令若しくは当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を行うこととします。

(4) 本対応方針の継続手続

本対応方針の継続については、株主の皆様の意思を反映するため、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

また、当社は、大規模買付行為等に対して対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様意思を確認するため、一定の場合には当社株主総会の承認決議を経るものとしております。

4 本対応方針の内容

(1) 大規模買付行為等

本対応方針の適用の対象となる「大規模買付行為等」は、以下のとおりです（但し、当社取締役会が承認した行為を除きます）。

ア 当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する「株券等」をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします）について、保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じとします）及びその共同保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定する「共同保有者」をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じとします）の株券等保有割合（金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する「株券等保有割合」をいいます）が 20%以上となる買付けその他これに類似する行為又はその提案（以下、「買付け等」といいます）。

イ 当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する「株券等」をいいます。以下本項において同じとします）について、公開買付け（金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に規定する「公開買付け」をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします）後の株券等所有割合（金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定する「株券等所有割合」をいいます。但し、公開買付者（金融商品取引法第 27 条の 3 第 2 項）の特別関係者（金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する「特別関係者」をいいます）の株券等所有割合との合計とします。以下別段の定めがない限り同じとします）が 20%以上となる当社の株券等の公開買付け。

(2) 対象買付者に対する情報提供の要求

当社取締役会は、対象買付者に対し、当社取締役会が特に提出が不要と認めた場合を除き、大規模買付行為等の着手に先立ち、当社取締役会に対して、対象買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、ファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます）の概要（具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先等を含みます）、及び、大規模買付行為等の目的、方法及び内容（買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、関連する方法の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の確実性の程度等を含みます）、並びに、大規模買付行為等を行うに際し本対応方針に定める手続を遵守する旨の表明保証文言、補償文言その他の誓約文言等を記載した当社所定の意向表明書を提出していただきます。その上で、対象買付者に対し、大規模買付行為等にかかる買付内容を検討するに必要な情報（以下、「本必要情報」といいます）を、当社取締役会が合理的であると判断する期限までに、当社取締役会に対し提供していただきます。但し、対象買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

本必要情報の内容につきましては、対象買付者より開示された対象買付者及びそのグループの概要並びに大規模買付行為等の目的、方法及び内容によって異なり得ますので、当社取締役会は、対象買付者による上記意向表明書の提出後 10 営業日（行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日以外の日をいうものとします。）以内に、本必要情報のリストを策定し、対象買付者に対し提示することとします。

当社取締役会は、対象買付者から意向表明書を受領した場合、速やかに当該意向表明書の内容その他の事項について、株主の皆様に対して情報開示を行います。

なお、本必要情報の内容は、以下の項目からなるものとします。

- ア 対象買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、ファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます）の詳細（具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、事業内容（当社の事業と同種の事業についての経験、業績等に関する情報を含みます）、経歴、沿革、企業統治（ガバナンス）システム、内部統制システム、社会的責任（CSR）への取組状況、反社会的勢力等との関連性、資本構成、財務内容（対象買付者が個人である場合、その年齢及び国籍、主たる職業（当該個人が経営、運営又は勤務している会社その他の団体の名称、主要な事業、住所、経営、運営並びに勤務の始期及び終期）等）、過去の法令違反行為の有無及びその内容、係争中の法的手続の有無及びその内容等）
- イ 大規模買付行為等の目的、方法及び内容（大規模買付行為等の対価の価額・種類、大規模買付行為等の時期、関連する方法の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等の実行の確実性の程度等を含みます）
- ウ 重要提案行為等（金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項に規定する「重要提案行為

- 等」をいいます。以下同じとします) を行うことを大規模買付行為等の目的とする場合、又は大規模買付行為等の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性、時期、条件等に関する情報
- エ 大規模買付行為等の対価の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容及びその算定根拠等を含みます）
 - オ 大規模買付行為等の資金の裏付け（大規模買付行為等の資金の提供者（実質的提供者を含みます）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます）
 - カ 大規模買付行為等に際しての第三者との間の意思連絡（当社に対して重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます）の有無（意思連絡がある場合にはその目的及び内容、並びに当該第三者の概要）
 - キ 対象買付者による従前の当社株式の取得その他の取引の状況
 - ク 対象買付者が既に保有する当社株式に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている当社株式の数量等の当該担保契約等の具体的内容
 - ケ 対象買付者が大規模買付行為等において取得を予定している当社株式に関して担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
 - コ 大規模買付行為等に適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の蓋然性（なお、これらの事項につきましては、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます）
 - サ 大規模買付行為等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、議決権の行使方針、役員候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます）等
 - シ 大規模買付行為等の後における当社の従業員、取引先、債権者、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
 - ス 大規模買付行為等の後における当社の他の株主との間の利益相反を回避する具体的方策
 - セ 大規模買付行為等の後における投下資本の回収方針
 - ソ 大規模買付行為等の後において当社株式が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由

当社取締役会は、対象買付者から提供された情報を精査した結果、本必要情報とし

ては不十分であると認めた場合には、合理的な期限を定めた上で、対象買付者に対し追加的に情報提供を求めます。この場合、対象買付者においては、当該期限までに、要求された本必要情報を追加的に提供していただきます。当社取締役会が、対象買付者に対し追加的に情報提供を求めたにもかかわらず、対象買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わない場合であっても、買収提案を特別委員会に付議する場合があります。

なお、意向表明書及び本必要情報（追加情報を含みます）における使用言語は日本語に限るものとします。

(3) 取締役会に対する情報提供の要求

対象買付者から意向表明書及び本必要情報の提供がなされた場合、特別委員会は、当社取締役会に対しても、企図されている大規模買付行為等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案、その他特別委員会が必要と認める情報・資料等を、その作成のために合理的に必要と特別委員会が認める期間内（但し、本評価期間（その内容については下記(4)ご参照）内に限るものとします）に提供するよう要求することがあります。

(4) 特別委員会による検討・評価等

当社取締役会は本必要情報の全てが記載された大規模買付行為等に関する書面による提案（以下、「買収提案」といいます）を受領した場合、上記(3)にいう情報提供の要求を特別委員会から受けているか否かを問わず、当該買収提案を速やかに特別委員会に付議するものとします。なお、当社取締役会は、かかる付議の後、速やかに、当該付議の事実について、株主の皆様に対して情報開示を行います。特別委員会は、当該買収提案を検討し、当社取締役会が買収提案を受領した時から起算して、最長 90 日（但し、特別委員会が合理的に必要と認めた場合は、特別委員会の決議により、30 日を上限として延長することができるものとします。当社取締役会は、かかる延長がなされた場合には、速やかに、当該延長の理由及びその期間について、株主の皆様に対して情報開示を行います。以下、当該期間を「本評価期間」といいます）以内に、大規模買付行為等に対して対抗措置を発動するか否かに関する当社取締役会への勧告のための判断を行います。特別委員会の判断が、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益に資するようになされることを確保するため、特別委員会は、必要と判断する場合に、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得ることができるものとします。

なお、当社取締役会は、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上という観点から大規模買付行為等の内容を改善させるために、必要と認めるときは、対象買付者と協議・交渉等を行うものとし、特別委員会にかかる協議・交渉等の経緯及び結果も踏まえて上記検討を行います。

(5) 特別委員会による勧告

特別委員会は、本評価期間（特別委員会の決議により延長された場合は、その延長された期間も含まれます）の期間内に、以下の基準に従って、対抗措置を発動すべきか否かを判断し、当社取締役会に対し勧告を行います。

ア 特別委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

特別委員会は、買収提案が付議された場合には当該買収提案を検討した上で、対象買付者による大規模買付行為等が下記 5 に定める(ア)ないし(ウ)のいずれかに該当し、かつ、対抗措置を発動することが相当と判断した場合は、本評価期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対し、対抗措置の発動を勧告します。なお、特別委員会は、下記 5 に定める(ウ)の要件に基づき対抗措置を発動するか否かが問題となっている場合には、予め対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付することができるものとします。

イ 特別委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

特別委員会は、買収提案を検討した結果、大規模買付行為等が下記 5 に定める(ア)ないし(ウ)のいずれにも該当しないと判断した場合、又は、これに該当しても対抗措置を発動することが相当でないとして判断した場合は、本評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対し、対抗措置の不発動を勧告します。

但し、当該勧告後においても、判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、又は当該事実が真実ではないことが特別委員会に認識され、その結果下記 5 に定める(ア)ないし(ウ)のいずれかに該当し、かつ、対抗措置を発動することが相当と判断される場合には、対抗措置の発動を含む勧告を改めて行うことを妨げないものとします。

ウ 対抗措置の発動の中止等の勧告

特別委員会は、対抗措置の発動を勧告した後、対象買付者が大規模買付行為等を撤回した場合その他大規模買付行為等がなされなかった場合、又は、判断の前

提となった事実関係に変動が生じ若しくは当該事実が真実ではないことが特別委員会に認識され、下記 5 に定める(ア)ないし(ウ)のいずれにも該当しないと判断した場合、若しくはこれに該当しても対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合には、当社取締役会に対し、改めて対抗措置の発動の中止等を勧告するものとします。

(6) 情報の開示

当社取締役会は、特別委員会による勧告を受けた場合、当該勧告の内容及びその判断の理由の概要、並びに、当社取締役会又は特別委員会が開示することが適切であると判断した事項について、当社取締役会又は特別委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行うものとします。

(7) 取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、最終的に対抗措置を発動するか否かの決議を速やかに行います。

なお、当社取締役会は、特別委員会がその勧告において対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付した場合、当社株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り速やかに当社株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議するものとします。対抗措置の発動に関する当社株主総会の決議は、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行われるものとします。当社取締役会は、当該株主総会において当該議案が可決された場合、対抗措置の発動に関する決議を行い、当該株主総会において当該議案が否決された場合、対抗措置の不発動に関する決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記取締役会の決議を行った場合、速やかに当該決議の内容その他の事項について情報開示を行うものとします。

対象買付者及びそのグループは、当社取締役会が対抗措置の不発動に関する決議を行うまでの間、大規模買付行為等を実施することができないものとします。

5 対抗措置の発動要件

当社は対象買付者による大規模買付行為等が下記のいずれかに該当し、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合、上記 4(7)に記載される当社取締役会の決議により、下記 6 に定める本新株予約権の無償割当てその他法令又は当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を行うものとします。なお、下記要件に該当し本新株予約権の無償割当てその他法令又は当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を行うことが相当

か否かの判断にあたっては必ず特別委員会の判断を経ることになり、さらに、下記(ウ)の要件に基づき対抗措置を発動するか否かが問題となっている場合については、特別委員会が対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付することができ、かかる留保が付された場合には、当社株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、当社株主総会の判断を経ることになります。

- (7) 対象買付者が、本対応方針に定める手続を遵守せず大規模買付行為等に着手した場合
- (4) 対象買付者から、本必要情報が提供されず、また提供された場合であってもこれが不十分である場合
- (ウ) 買収提案の内容が、以下の要件のいずれかに該当する場合
 - (a) 次に掲げる、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等であると判断される場合
 - ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）
 - ② 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を対象買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
 - ③ 会社経営を支配した後に、当社の資産を対象買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
 - ④ 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
 - (b) 二段階買収（最初の買付で全株式の買付け等を勧誘することなく二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます）など、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがある買付け等であると判断される場合
 - (c) 買収提案の条件（買付け等の対価の価額・種類、当該価額の算定根拠、買付け等の時期、買付け等の上限、関連する方法の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の確実性の程度、大規模買付行為等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、当社の従業員、取引先、債権者、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針、当社の他の株主との間の利益相反を回避する具体的方策等を含みます）が、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益に照らし不十分又は不適當であると合理的

に判断される場合

- (d) 遊びの価値の創造や製品品質の向上を図り、将来を担う子供たちのために、「健全な子供文化の育成」という使命を実践するための永年に亘る努力により構築された当社のコーポレートブランド「タカラトミー」の価値及び当社の企業価値の更なる増大を実現するために必要不可欠な、当社及び当社グループの有形無形の経営資源、従業員、取引先、債権者、顧客その他の当社に係る利害関係者との人的ネットワーク等を破壊し、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を損ねる重大なおそれがあると合理的に判断される場合

6 対抗措置（新株予約権無償割当て等）の内容

当社取締役会は、特別委員会から対抗措置の発動に関する勧告を受けた場合、当該勧告を最大限尊重した上で、また特別委員会が対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付した場合には、当社株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、当社株主総会の判断に従い、当社取締役会の決議により、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます）の無償割当て（会社法第 277 条以下）その他法令又は当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を行うか否かを判断いたします。

なお、本新株予約権の詳細については、別紙 4 をご参照下さい。

7 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、2019 年 3 月期（2018 年度）の事業年度に関する定時株主総会終結の時から 2022 年 3 月期（2021 年度）の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。但し、当該定時株主総会の終結時に買収提案を行っている者又は当社の支配株式（株券等保有割合が 20%以上となる数量の株券等をいいます）の取得を企図する者であって当社取締役会にて定める者が現に存在している場合にはその限りで有効期間が延長されます。

8 本対応方針の廃止及び変更

本対応方針の導入後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、又は当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。したがって、本対応方針は株主の皆様のご意向に沿ってこれを廃止させることが可能です。

また、本対応方針の有効期間中であっても、法令若しくは金融商品取引所の規則の新設若しくは改廃に伴い本対応方針の条項に修正を加えることが適切である場合、又は内容の実質的変更を伴わない本対応方針の形式的な文言修正が必要な場合は、当社取締役会の決

議により、必要最小限の範囲で本対応方針の文言を修正することができるものとします。

9 本対応方針の合理性

当社では、本対応方針の設計に際して以下の点を十分考慮し、本対応方針は、上記 1 の基本方針に沿うものであり、株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の適合性

本対応方針は、経済産業省及び法務省が 2005 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しております。また、本対応方針は、東京証券取引所の有価証券上場規程第 440 条に定める買収防衛策の導入に関する事項（①開示の十分性、②透明性、③流通市場への影響、④株主の権利の尊重）を遵守するものです。さらに、経済産業省に設置された企業価値研究会が 2008 年 6 月 30 日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっております。

(2) 株意思の反映（導入決議とサンセット条項）

本対応方針は、上記 2「本対応方針継続の目的」及び上記 3(4)「本対応方針の継続手続」に記載のとおり、本定時株主総会における株主の皆様からのご承認をもって発効し、その有効期間は、上記 7「本対応方針の有効期間」に記載のとおり、2022 年 3 月期（2021 年度）に関する定時株主総会の終結の時までの 3 年間としております。また、当社取締役の任期は定款上 1 年ですので、たとえ本対応方針の有効期間中であっても、当社取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことが可能です。さらに、上記 8「本対応方針の廃止及び変更」に記載のとおり、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議により廃止することが可能とされており、株主の皆様のご意向が最大限反映されることとなっております。

(3) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記 8「本対応方針の廃止及び変更」に記載のとおり、本対応方針は、いつでも当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会によ

り、本対応方針を廃止することが可能です。

したがって、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は定款上 1 年と定められており、期差任期制を採用していないため、本対応方針は、いわゆるスローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

(4) 独立性の高い者による判断の重視

上記 3(1)「特別委員会の設置」に記載のとおり、本対応方針においては、新株予約権の無償割当てその他法令又は当社定款が当社取締役会の権限として認める措置の発動又は不発動等に関する当社取締役の恣意的な判断を排除し、本対応方針が株主の皆様のために、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の維持・向上に資する目的のもと適正に運用されることを目的として、企業経営についての高度の見識を有し、かつ、中立かつ公正な判断が期待できる者によって構成される特別委員会を設置することとされております。具体的には、特別委員会は独立役員として届け出た社外取締役により構成されます。また、当社取締役会は、特別委員会の客観的な判断を最大限に尊重して本対応方針に定める対抗措置の発動・不発動を決定することとされております。

さらに、特別委員会は、その客観的かつ公正な判断を担保するため、当社の費用で独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得ることができることとされております。

このように、特別委員会は、当社取締役会が恣意的に本対応方針の発動を行うことのないよう厳しく監視するとともに、特別委員会の判断の概要については株主の皆様に適時適切に情報開示をするものであり、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益に資するべく本対応方針の透明性の高い運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 客観的要件の設定

本対応方針は、上記 5「対抗措置の発動要件」及び上記 6「対抗措置（新株予約権無償割当て等）の内容」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置を発動することができないようにされており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されているものであります。

(6) 第三者専門家の意見の取得

本対応方針は、上記 4(4)「特別委員会による検討・評価等」にて記載したとおり、対象買付者が出現すると、特別委員会は、必要と判断する場合に、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得ることができるものとされています。これにより、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとしております。

10 株主及び投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利又は経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当てを行う場合、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、所定の権利行使期間内に、下記(3)イに定める本新株予約権の行使手続を経なかった場合、他の株主の皆様による本新株予約権の行使に伴い、その保有する当社株式につき希釈化が生じますが、当社が下記(3)ウに定める本新株予約権を当社株式と引換えに取得する手続を取った場合には、株主の皆様は、下記(3)イの手続を経ることなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、かかる希釈化は生じません。

なお、当社は、本対応方針に定める手続の過程において、株主の皆様に必要な情報を適時適切に開示いたしますが、本新株予約権無償割当て決議がなされた場合、又は本新株予約権の無償割当てを実施したにもかかわらず、対象買付者が大規模買付行為等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で本新株予約権を取得することがあります。その場合には、1 株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じないことから、1 株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売付け等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損失を蒙る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主及び投資家の皆様に必要となる手続

ア 本新株予約権の割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議をした場合には、当社は、本新株予約権の割当てを受けられる株主を特定する割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が無償にて割り当てられ、かかる株主の皆様は、本新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となりますので、申込みの手続等は不要です。

イ 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、及び、株主の皆様ご自身が別紙 4Ⅱ(4)（本新株予約権の行使条件）アの①ないし⑥に該当しない者であること等、本新株予約権の行使条件を充足することについての表明保証文言、補償文言その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします）、その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、行使期間内にこれらの必要書類を提出した上、発行される株式 1 株当たり金 1 円以上で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権 1 個当たり原則として 1 株（但し、本新株予約権無償割当て決議で別段の定めをする場合はその株式数）の当社普通株式が発行されます。

ウ 当社による本新株予約権取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、かかる本新株予約権を保有する新株予約権者にその旨通知し又はこれに代えてその旨の公告を行った上で、当社取締役会が定める日をもって、本新株予約権を取得します。

当社が、本新株予約権の取得と引き換えに当社株式を株主の皆様へに交付する手続を取ったときは、対象となる本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります。なお、この場合、対象となる株主の皆様には、別途ご自身が別紙 4Ⅱ(4)アの①ないし⑥に該当しない者であること等、本新

株予約権の行使条件を充足することについての表明保証条項、補償文言その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使方法、当社による取得の方法等の詳細につきましては、当社取締役会による本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対し、公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

以 上

大株主の状況

(2019年3月31日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数(千株)	発行済み株式総数に対する所有株式数の割合(%)
司不動産㈱	栃木県下都賀郡壬生町おもちゃのまち2-21-18	7,565	7.86
日本マスタートラスト信託銀行㈱(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	4,674	4.85
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	4,190	4.35
富山 幹太郎	東京都葛飾区	2,707	2.81
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 385576(常任代理人 ㈱みずほ銀行決済営業部)	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROUTE DE TREVES, L-2633 SENNINGERBERG, LUXEMBOURG (東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟)	2,032	2.11
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	1,642	1.71
GOVERNMENT OF NORWAY(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO (東京都新宿区新宿6-27-30)	1,627	1.69
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口9)	東京都中央区晴海1-8-11	1,539	1.6
J.P. MORGAN CHASE BANK 385151(常任代理人 ㈱みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟)	1,444	1.5
MSCO CUSTOMER SECURITIES(常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券㈱)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U.S.A. (東京都千代田区大手町1-9-7大手町フィナンシャルシティサウスタワー)	1,347	1.4
計	—	28,771	29.88

(注) 当社は自己株式1,051千株(所有株式数割合1.09%)を保有しております。

特別委員会規則の概要

- 1 特別委員会は、当社が対象買付者から意向表明書を受領し、又は対象買付者が出現する可能性があるとして当社取締役会が判断した場合、その他これらに準ずる事由により当社取締役会が特別委員会を設置する必要があると判断した場合に、当社取締役会の決議により設置される。
- 2 特別委員会は、企業経営についての高度の見識を有し、かつ、中立かつ公正な判断が期待できる者により構成する。具体的には、独立役員として届け出た当社社外取締役の中から選定する。特別委員会の委員（以下、「特別委員」という）の員数は3名以上とする。当社取締役会が上記1により特別委員会を設置する場合、当社取締役会は、速やかに特別委員を選任する。
- 3 特別委員の任期は、原則として、当社取締役会の決議により特別委員会が設置されてから、当社取締役会の決議により特別委員会が廃止されるまでの期間とする。但し、①当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、又は③特別委員が当社社外取締役の地位を喪失した場合には、当該特別委員の任期は終了する。
- 4 特別委員会の決議は、原則として、議決に加わることのできる特別委員の全員が出席し、その過半数をもって行うものとする。但し、特別委員に事故その他やむを得ない事由がある場合には、特別委員会の決議は、議決に加わることのできる特別委員の過半数が出席し、その過半数をもって行うことができる。
- 5 特別委員会は、その決議により、以下に掲げる事項について決定し、その決定内容を、理由を付して、当社取締役会に対して勧告する。
 - ① 対象買付者による大規模買付行為等に対する対抗措置の発動（当該発動に関して株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付する場合を含む）又は不発動
 - ② 対象買付者による大規模買付行為等に対する対抗措置の発動の中止等
- 6 特別委員会は、以下に掲げる事項を行うことができる。
 - ① 対象買付者が、本対応方針に定める手続を遵守しているか否かを検討し、当社取締役会に対して助言又は提言すること
 - ② 対象買付者から本必要情報として提出された情報が、大規模買付行為等にかかる買付内容を検討するために必要な情報として十分か否かを検討し、当社取締役会に対して助言又は提言すること

- ③ 当社取締役会から提供された大規模買付行為等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他の情報を評価及び検討すること
 - ④ 本評価期間の延長が合理的に必要と認められるか否かを検討し、必要と認める場合にその決議により本評価期間を30日を上限として延長すること
 - ⑤ その他本対応方針において特別委員会が行うことができると定められた事項
- 7 特別委員会は、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会がその勧告を行うために必要と考える事項に関して説明を求めることができる。また、必要と判断する場合、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ることができる。

特別委員会委員の候補者及びその略歴

特別委員会は、当社が意向表明書を受領し、又は対象買付者が出現する可能性があるとして当社取締役会が判断した場合、その他これらに準ずる事由により当社取締役会が特別委員会を設置する必要があると判断した場合に、臨時に設置されるものでありますが、ご参考までに、本対応方針の継続に関する当社取締役会の決定時点において予定されている特別委員会の委員の候補者は、以下の4名となります。

宮城 覚映 (みやぎ かくえい)

1945年6月4日生まれ

当社社外取締役

(略歴)

1997年6月	株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）取締役秘書室長
2001年6月	株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員東京第三法人営業本部長
2002年6月	株式会社陽栄ホールディング代表取締役社長兼株式会社陽栄ハウジング（現株式会社陽栄）取締役副社長
2004年6月	株式会社陽栄ホールディング代表取締役社長兼株式会社陽栄ハウジング（現株式会社陽栄）代表取締役社長
2008年6月	三井鉱山株式会社（現日本コークス工業株式会社）社外監査役
2009年6月	当社社外取締役（現任）

※ 宮城覚映氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として届け出ておりません。同氏と当社の間には取引関係がございません。

水戸 重之 (みと しげゆき)

1957年5月9日生まれ

TMI 総合法律事務所パートナー弁護士

当社社外取締役

(略歴)

1989年4月	第一東京弁護士会弁護士登録
1990年10月	TMI 総合法律事務所の創設に参画
1999年4月	同事務所パートナー弁護士 (現任)
2002年6月	株式会社タカラ社外監査役
2002年12月	株式会社ティー・ワイ・オー社外監査役
2006年3月	当社社外監査役
2006年4月	早稲田大学スポーツ科学研究科 (大学院) 講師 (現任)
2006年5月	株式会社ブロッコリー社外監査役 (現任)
2010年1月	株式会社湘南ベルマーレ取締役 (現任)
2013年12月	筑波大学ビジネス科学研究科 (企業法学専攻) 講師 (現任)
2015年6月	当社社外取締役 (現任)
2016年6月	吉本興業株式会社社外取締役 (現任)
2016年6月	日本コロムビア株式会社社外監査役
2018年4月	武蔵野大学法学研究科客員教授 (現任)
2018年6月	株式会社フェイス社外取締役 (現任)

※ 水戸重之氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として届け出ております。同氏個人と当社の間には取引関係がございません。

※ 当社は、同氏が所属するTMI 総合法律事務所との間に法律業務を委託する取引関係がありそれに基づき報酬の支払いを行っておりますが、その報酬支払額は過去3年においていずれも1000万円未満であり、また、当該年間支払額が同事務所の売上高に占める割合は、過去3年においていずれも0.5%未満です。そのため、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。

三村 まり子 (みむら まりこ)

1957年3月22日生まれ

西村あさひ法律事務所オブカウンセル

当社社外取締役

(略歴)

1992年4月	ブラウン・守屋・帆足・窪田法律事務所入所
1993年9月	高石法律事務所入所
1995年4月	西村真田法律事務所(現西村あさひ法律事務所)入所
2005年1月	ジーイー横河メディカルシステム株式会社(現GEヘルスケア・ジャパン株式会社)入社
2006年6月	同社執行役員
2010年1月	ノバルティスホールディングジャパン株式会社取締役
2015年7月	グラクソ・スミスクライン株式会社取締役
2018年6月	当社社外取締役(現任)
2018年8月	西村あさひ法律事務所入所、同事務所オブカウンセル(現任)

※ 三村まり子氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として届け出ております。同氏個人と当社の間には取引関係がございません。

※ 当社は、同氏が所属する西村あさひ法律事務所との間に法律業務を委託する取引関係がありそれに基づき報酬の支払いを行っておりますが、その報酬支払額は過去3か年においていずれも1000万円未満であり、また、当該年間支払額が同事務所の売上高に占める割合は、過去3か年においていずれも0.5%未満です。そのため、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性に影響を及ぼすものではありません。

佐藤 文俊 (さとう ふみとし)

1954年2月16日生まれ

一般社団法人東京科学機器協会監事

当社社外取締役候補 (2019年6月21日開催予定の当社第68回定時株主総会にて当社社外取締役に選任予定)

(略歴)

1976年4月	日本銀行入行
1998年4月	同行青森支店長
2001年5月	同行福岡支店長
2004年4月	株式会社堀場製作所入社常務執行役員
2005年6月	同社常務取締役
2017年3月	同社顧問
2018年5月	一般社団法人東京科学機器協会監事 (現任)

※ 佐藤文俊氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役として選任予定であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任された場合、独立役員として届け出る予定であります。同氏と当社の間には取引関係がございません。

本新株予約権の概要

I 本新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 本新株予約権の内容及び数

下記Ⅱ記載の事項を含む内容の本新株予約権の無償割当て決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます）において、当社取締役会が定める一定の期日（以下、「割当期日」といいます）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します）と同数の新株予約権を割り当てます。

(2) 割当対象となる株主

割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株に対し本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(3) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

II 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権の目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます）は原則として1株とし、本新株予約権無償割当て決議により発行可能株式総数の範囲内で定めます。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その当社株式1株あたりの価額は金1円以上で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める額とします。

(3) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1 か月間から 3 か月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間とします。

(4) 本新株予約権の行使条件

ア ① 特定大量保有者、② ①の共同保有者、③ 特定大量買付者、④ ③の特別関係者、若しくは、⑤ 上記①ないし④に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、⑥ 上記①ないし⑤に該当する者の関連者は、本新株予約権を行使することができません。

なお、上記に用いられる用語は、次のとおり定義されます。

- (ア) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます）で、当該株券等に係る株券等保有割合（金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する「株券等保有割合」をいいます）が 20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）をいいます。
- (イ) 「共同保有者」とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定する「共同保有者」をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます）。
- (ウ) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等（金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する「買付け等」をいいます）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含みます）に係る株券等の株券等所有割合（金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定する「株券等所有割合」をいいます。但し、公開買付け（金融商品取引法第 27 条の 3 第 2 項に規定する「公開買付け」をいいます）の特別関係者（その内容については下記(エ)ご参照）の株券等所有割合との合計とします。以下別段の定めがない限り同じとします）が 20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）をいいます。
- (エ) 「特別関係者」とは、金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する「特別関係者」（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）をいいます。
- (オ) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され

若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又は、その者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定される「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」をいいます）をいいます。

イ 上記アにかかわらず、下記(ア)ないし(エ)のいずれかに該当する者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとします。

- (ア) 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する「子会社」をいいます）
- (イ) 当社を支配する意図がなく上記ア①に定める特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であつて、かつ、上記ア①に定める特定大量保有者に該当することになった後10日間（但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができます）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより、上記ア①の特定大量保有者に該当しなくなった者
- (ウ) 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記ア①に定める特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後自己の意思により当社の株券等を新たに取得し、その結果再度特定大量保有者に該当することとなった場合を除きます）
- (エ) その者が当社の株券等を取得し保有することが当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（但し、上記ア①ないし⑥に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益に反しないと認めることができる場合に限り、当社取締役会は、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益に反しないことを確保するために一定の条件を付することができるものとします）

ウ 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する本新株予約権を有する者（以下、「本新株予約権者」といいます）が本新株予約権を行使するに際し、(i)所定の手続の履行若しくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む）の充足、又は(iii)その双方（以下、これらを総称して「準拠法行使手続・条件」といいます）が必要とされる場合（当社が準拠法行使手続・条件を履行又は充足することを要する場合を含みます）には、当該管轄地域に所在する本新株予約権者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足されていると当社取締役会が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができるものと

します。なお、当社が準拠法行使手続・条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する本新株予約権者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれらを履行又は充足する義務を負わないものとします。また、当該管轄地域に所在する本新株予約権者に本新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができません。

エ 本新株予約権者が上記の規定に従い本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該本新株予約権者に対して、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定するものとします。

- (6) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

- (7) 本新株予約権の取得条項

ア 当社は、当社取締役会が定める日（以下、「取得日」といいます）が到来することをもち、取得日の前日までに未行使の本新株予約権（但し、上記(4)の規定により本新株予約権を行使することができない者の有する本新株予約権を除きます）の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとします。

また、取得日の経過後に上記(4)の規定により本新株予約権を行使することができない者以外の者が未行使の本新株予約権を有すると当社取締役会が認める場合には、取得日より後の当社取締役会が定める日（以下、「再取得日」といいます）が到来することをもち、当該新株予約権者の有する本新株予約権のうち再取得日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

イ 当社は、行使期間開始日前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を無償で

取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日が到来することをもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができます。

(8) 新株予約権証券の不発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないこととします。

(9) その他の事項

上記に定めるほか本新株予約権発行に関し法令上必要とされる事項については、本新株予約権無償割当て決議において定めます。

(10) 法令の改正等による修正

上記各項で引用する法令の規定は、2019年5月10日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令の新設又は改廃により上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該法令の新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え、又は修正するものとします。